

国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

IASB プロジェクト・サマリー
「IFRS 基準における割引率」の概要ASBJ 専門研究員 むらせ しんご 村瀬 進吾

I. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2014 年から 2017 年にかけて、「IFRS 基準における割引率」のリサーチ・プロジェクト（以下「本リサーチ・プロジェクト」という。）を実施し、2019 年 2 月にプロジェクト・サマリー「IFRS 基準における割引率」（以下「本プロジェクト・サマリー」という。）を公表した。本稿では、本プロジェクト・サマリーが公表された背景及びその概要について解説する。なお、本文の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

II. 本リサーチ・プロジェクトが実施された背景

IFRS 基準には、資産又は負債を将来の見積キャッシュ・フローを割り引くことにより現在価値（present value）で測定することを要求又は許容しているものがある。これらの IFRS 基準では、現在価値の算定に用いるインプットについて異なるものを用いることとしており、割引率についても異なるものを用いることを要求又は許容している。

2011 年及び 2015 年のアジェンダ協議で

IASB に寄せられたコメントでは、IFRS 基準ごとに使用する割引率が異なっており、分かりにくいとの指摘があった。また、使用する割引率が異なることにより、IFRS 基準の間に不必要に一貫性が欠如しているとの指摘もあった。

このような背景のもと、2014 年に IASB は IFRS 基準における要求事項の相違及びその原因の調査を開始した。

III. 本プロジェクト・サマリーの構成

本プロジェクト・サマリーの構成は、次のとおりである。

- (1) 概要（At a glance）
- (2) イントロダクション
- (3) 収集した証拠
- (4) リサーチにおける気付事項
- (5) IASB は気付事項をどのように利用するか
- (6) 付録 A—気付事項の要約
- (7) 付録 B—フォローアップを予定している識別された事項

以下では、IFRS 基準における現在価値測定技法（上記(2)のイントロダクション）、気付事項（上記(4)及び(6)）並びに IASB は気付事項をどのように利用するか（上記(5)）の内容を中心に本プロジェクト・サマリーの概要を説明する。

Ⅳ. 本プロジェクト・サマリーの概要

1. IFRS 基準における現在価値測定技法 (現在価値測定技法)

現在価値測定技法は、貨幣の時間価値の概念を適用し、将来において受領する又は支払うであろう現金を現在価値として表現する技法である。現在価値測定技法は、財務報告上、資産及び負債の測定に利用されることがあり、主に次の2つのインプットがあわせて必要となる。

- 将来のキャッシュ・フローの金額、時期、不確実性の見積り
- 測定日に保有する現金と同額のキャッシュ・フローに換算する割引率

資産又は負債から生じる将来のキャッシュ・フローには、次のような不確実性があることが多い。

- 将来、資産がどの程度の現金を生み出すか。また、負債が企業にどの程度の支払を要求するか。
- 場合によっては、将来の時点がいつになるか。

現在価値測定技法では、これらの不確実性は使用される測定基礎と一貫した方法で様々な方法により反映される。現在価値測定技法は、測定基礎ではなく、測定基礎を適用するために利用する技法である。現在価値測定技法を利用するにあたっては、適用すべき測定基礎を識別し、当該測定基礎と整合性のあるインプットを反映する必要がある。

(IFRS 基準における測定基礎)

財務報告に関する概念フレームワーク（以下「概念フレームワーク」という。）では、測定基礎の中には、次のものが含まれるとされている。

- 歴史的原価：資産、負債並びに関連する収益及び費用に関する貨幣的情報を、少なくとも部分的に、それらを生じさせた取引又は他の事象の価格から導き出された情報を用いる。

歴史的原価は価値の変動について更新されない。

- 現在の価値（current value）：測定日現在の状況を反映するように更新した情報を使用する。現在の価値の測定基礎には次のものが含まれる。

- ① 公正価値
- ② 資産の使用価値及び負債の履行価値
- ③ 現在原価

(IFRS 基準で現在価値測定技法が使用される場面)

IFRS 基準では、現在価値測定技法は広く使用されている。現在の価値を測定する場合のみならず、金融資産や金融負債の償却原価の算定においても使用される場合がある。現在価値測定技法は、次のように使用される。

- 特定の測定基礎を用いた測定値に至るための（複数の技法のうちの）1つの技法（例えば、公正価値で測定される資産及び負債）。
- 測定値に至るための唯一の技法（例えば、引当金、保険契約、確定給付年金債務、顧客との契約における重大な金融要素）
- 特定の資産の測定の上限、すなわち、測定値に直接至らないが、測定の上限となる（例えば、非金融資産の回収可能額が使用価値である場合）。

本リサーチ・プロジェクトでは、測定基礎として現在の価値を適用する際の現在価値測定技法の使用に焦点が当てられており、IFRS 第16号「リース」のような歴史的原価に基づく測定は対象外とされている。したがって、関連する主なIFRS基準は、次のとおりである。

- IFRS 第13号「公正価値測定」（以下「IFRS 第13号」という。）
- IAS 第36号「資産の減損」（以下「IAS 第36号」という。）
- IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資

産」(以下「IAS 第 37 号」という。)

- IAS 第 19 号「従業員給付」(以下「IAS 第 19 号」という。)

2. 調査結果

現在の価値での測定に関する IFRS 基準の要求事項について、次の調査が行われた。

- (1) 現在価値測定技法が使用される測定基礎
 - (2) 測定のインプット
 - (3) 現在価値測定技法に用いられるインプットの決定アプローチ
 - (4) 表示及び開示
- 以下では、調査結果について紹介する。

(測定基礎)

IFRS 基準では、資産及び負債の種類により異なる測定基礎を要求している。測定基礎が異なれば、異なる割引率が必要となることがある。

IFRS 基準では、多くの場合、測定基礎は明確に特定されている。しかし、IAS 第 19 号では、測定基礎は特定されておらず、IAS 第 37 号では、測定基礎は特定されているものの、当該会計基準においてその測定基礎について明確に記述されていない。

(測定のインプット)

現在価値測定技法に用いるインプットは、個々の IFRS 基準において特定されている。新しい IFRS 基準はより具体的であるのに対し、古い IFRS 基準は、現在価値測定技法にどのインプットを含めるべきか及びこれらのインプットが何を反映することが意図されているかが明らかではない場合がある。

例えば、IAS 第 19 号の測定に関する要求事項は規範的に定められている。また、キャッシュ・フローに直接関連しないインプットが含まれており、いくつかの側面において、類似の負債に関する要求事項と整合しないものがある。

さらに、IAS 第 37 号では引当金の測定に用いる割引率にどのインプットを含めるべきかが明らかではない。具体的には、自己の信用リスクを含めるかどうかは明らかではない。

以下の表 1 (101 頁) は、本プロジェクト・サマリーの付録 A において、測定基礎と測定のインプットがまとめられたものである。

(現在価値測定技法に用いるインプットの決定アプローチ)

IFRS 基準は、現在価値測定技法に用いるインプットの間の整合性の必要性について、一般的に説明している。しかしながら、割引率の決定について規範的に定められている場合、割引率と他のインプットとの間で不整合が生じることがある。

例えば、退職給付会計において、IAS 第 19 号では、制度資産のリターンに依存する年金給付に係る退職給付制度債務を測定する際に、割引率とキャッシュ・フローの見積りに用いられるインプットとの間に不整合が生じている。

また、現在価値測定技法が測定に重要な影響を及ぼす場合、IFRS 基準上、詳細に定められる傾向がある。例えば、IAS 第 36 号では、減損テストにおいて税引前の割引率を使用することが定められているが、こうした要求事項は、不必要に規範的となっている可能性もある。

以下の表 2 (102 頁) は、本プロジェクト・サマリーの付録 A において、現在価値測定に用いるインプットの決定アプローチがまとめられたものである。

(表示及び開示)

現在価値測定技法が用いられる場合の表示及び開示に関する要求事項について、次の事項が識別された。

- (1) 現在価値測定の変動に関して純損益に含めるか、その他の包括利益に含めるかに関する

一貫性の欠如

- (2) 現在価値測定の変動に関する純損益の表示の一貫性の欠如
- (3) 現在価値による測定に関する情報として開示すべき内容の IFRS 基準間での相違

以下の表 3 (102 頁) は、本プロジェクト・サマリーの付録 A において、現在価値測定の変動が純損益又はその他の包括利益のどちらに表示されるかがまとめられたものである。また、以下の表 4 (103 頁) は、現在価値測定に関する開示の要求事項がまとめられたものである。

3. IASB は気付事項をどのように利用するか

本プロジェクト・サマリーでは、次の 3 つに区分して IASB の対応が記載されている。また、本リサーチ・プロジェクトの成果の 1 つとして、将来の基準設定作業において考慮すべき事項の要約リストが得られたとされている。

- (1) 既存のプロジェクトにおいて検討されている事項
- (2) 既存のプロジェクトにおいて検討される可能性のある事項
- (3) IASB が検討する予定がない事項

(既存のプロジェクトにおいて検討されている事項)

IAS 第 19 号では、確定給付制度債務の純額に係る利息純額について、営業費用又は財務コストのいずれかで表示することが認められている。この点、基本財務諸表プロジェクトにおいて表示の多様性を解消するために、IASB は、当該利息純額を財務業績の計算書の特定の場所に表示することを 2017 年 11 月に暫定的に決定した。

また、IAS 第 36 号には、使用価値を算定する場合に税引前の割引率を使用する要求事項が含まれており、不必要に負荷が高いとの意見が多く聞かれた。これについては、「のれん及び減損」のリサーチ・プロジェクトで検討されており、IASB は、2018 年 1 月に当該要求事項の

削除を検討することを暫定的に決定した。

(既存のプロジェクトにおいて検討される可能性のある事項)

「引当金」のリサーチ・プロジェクトにおいて、IASB は、IAS 第 37 号の諸側面を改正するプロジェクトを行うか否かの決定をするための証拠を収集している。仮に IASB が IAS 第 37 号を改正するプロジェクトに取り組むこととした場合、例えば、自己の信用リスクを測定値の一部とすべきかどうかのように、引当金の測定にどのインプットを含めるべきかを明確にする検討を行うことが想定される。

的を絞った基準レベルの開示のレビューのプロジェクトは、IAS 第 19 号と IFRS 第 13 号を扱っており、これらの基準における現在価値測定に関連する開示のレビューも含まれる。

資産のリターンに依存する年金給付に係る退職給付制度債務において、キャッシュ・フローの見積りと割引率に使用するインプット（仮定）が不整合となっている。IASB は、2018 年 9 月に、IAS 第 19 号の他の諸側面を見直すことなく、当該不整合の解消することが実行可能であるか否かに関して評価するリサーチ・プロジェクトを開始した。

(IASB が検討する予定がない事項)

2015 年のアジェンダ協議の結果を踏まえ、次の事項については、IASB は取り扱わないこととしている。

- 現在価値測定の変動に関して、これを純損益に含めるか、その他の包括利益に含めるかに関する一貫性の欠如
- IAS 第 19 号で年金債務の測定基礎が特定されていないこと
- 法人所得税と割引率の相互関係における潜在的な不整合

表 1 測定基礎と測定のインプット

IFRS 基準	IFRS 第 13 号	IAS 第 36 号	IAS 第 37 号	IAS 第 19 号
測定項目	他の IFRS 基準により公正価値により測定することが要求又は許容されている資産又は負債	非金融資産（減損テストにおいて回収可能額を使用価値により測定する場合）	引当金	確定給付制度債務
測定基礎が明示されているか	明示されている	明示されている	明示されている	明示されていない
測定基礎が明らかであるか	明らかである	明らかである	明らかではない	明らかではない
記載されている又は推測される測定基礎	公正価値	使用価値	決済又は移転される額	最終的なコストの見積額の現在価値
測定に用いるインプットに含まれるもの				
キャッシュ・フローの中位推計 ¹	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる
貨幣の時間価値	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる
リスク・プレミアム ²	含まれる	含まれる	黙示的(実務は多様)	含まれない
流動性	含まれる	含まれる	明確ではない（実務で見受けられない）	場合による（社債の利回りに黙示的に含まれる場合）
自己の信用リスク	含まれる	該当なし	明確ではない（実務は多様）	場合による（発行者の信用リスクが債券の利回りに黙示的に含まれる場合）
測定に用いるインプットが明確であるか	明確である	明確である	明確ではない	明確ではない

(将来の基準設定作業において考慮すべき事項)

IASB スタッフが、将来の基準設定作業において、割引率や現在価値測定の他の側面に関して IASB に提案する際に考慮すべき事項は次のとおりである。

(1) 測定基礎の選択

(2) 現在価値を使用する場面の決定

(3) 測定のインプットの選択

(4) 測定のインプット間の整合性の確認

(5) 現在価値測定に用いるインプットの決定アプローチ

1 中位推計は、将来キャッシュ・フロー及びそれらの金額又は時期に関する複数の可能性の見積りに依存し、最終的な結果が当該中位推計と異なる可能性があるという不確実性の負担に対する価格を反映しない（概念フレームワーク 6.94 項）。

2 リスク・プレミアムは、最終的な結果が当該中位推計と異なる可能性があるという不確実性の負担に対する価格（概念フレームワーク 6.14 項(d)及び 6.94 項）である。

表 2 現在価値測定に用いるインプットの決定アプローチ

IFRS 基準	IFRS 第 13 号	IAS 第 36 号	IAS 第 37 号	IAS 第 19 号
測定項目	公正価値で測定される資産及び負債	非金融資産（減損）	引当金	確定給付年金債務
測定基礎	公正価値	使用価値	決済又は移転される額	最終的なコストの見積額の現在価値
リスクが割引率又はキャッシュ・フローに反映されるか	どちらかに反映される	どちらかに反映される	どちらかに反映される	どちらにも反映されない
インプットが税引前か税引後か	どちらか	税引前 ³	税引前	税引前（黙示的）
インプットは実質（物価調整後）か名目（物価調整前）か	どちらか	どちらか	どちらか（黙示的）	名目（実質の方が信頼性がある場合を除く）

表 3 現在価値測定の変動が純損益又はその他の包括利益のどちらに表示されるか

IFRS 基準	IFRS 第 13 号	IAS 第 19 号	IAS 第 37 号
割引の振戻し	区分して表示されない	純損益（財務コストに含めるかは選択可）	純損益（財務コスト）
割引率の変動	純損益又はその他の包括利益（関連する IFRS 基準における要求に従う）	その他の包括利益	純損益
キャッシュ・フローの変動	純損益又はその他の包括利益（関連する IFRS 基準における要求に従う）	その他の包括利益	純損益

3 IASB は、2018 年 1 月に、「のれん及び減損」のプロジェクトの中で、IAS 第 36 号における税引前の割引率に関する要求事項を削除する提案を行うことを暫定的に決定した。

表 4 現在価値測定に関する開示の要求事項

開示の要求事項	IFRS 第 13 号 (レベル 3)	IAS 第 19 号	IAS 第 36 号	IAS 第 37 号
開示目的が明示されているか	明示されている	明示されている	明示されていない	明示されていない
レベル 3 に関する IFRS 第 13 号の開示の要求事項				
使用した評価技法とインプットの説明	あり	状況による	なし	なし ⁴
重大な観察可能でないインプットの定量的情報	あり	あり	あり	なし ⁴
評価技法の変更の旨及び理由	あり	IAS 第 8 号に従う ⁵	IAS 第 8 号に従う ⁵	IAS 第 8 号に従う ⁵
期首残高から期末残高への調整表	あり	あり	該当なし	あり
純損益に認識された未実現の利得又は損失	あり	該当なし	あり ⁶	あり ⁶
評価プロセス及び評価方針の説明	あり	なし	なし	なし
観察可能でないインプットの感応度（記述の説明）	あり	あり	なし	あり
合理的に考え得る仮定の変更の感応度（定量的情報）	あり ⁷	あり	一部あり ⁸	なし
合理的に考え得る仮定の変更の計算方法	あり	あり	なし	なし
IFRS 第 13 号以外の IFRS 基準における開示の要求事項				
使用した割引率	—	あり	あり	なし
割引の振戻しの影響	—	あり	該当なし	あり
割引率の変更の影響	—	あり	該当なし	あり

4 IAS 第 37 号では、測定値に使用したインプットを開示することが明示的に要求されていないが、引当金のクラスごとに、経済的便益の流出の金額又は時期についての不確実性の指標を開示することが要求されている。

5 IAS 第 19 号、IAS 第 36 号及び IAS 第 37 号では、測定技法の変更を開示する特定の要求事項はないが、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」において、会計上の見積りに関する開示が要求されている。

6 IAS 第 36 号及び IAS 第 37 号では、帳簿価額について期首残高から期末残高への調整表を開示することが要求されている。これらの会計基準では、市場関係者が未実現の利得又は損失であるとみなす可能性がある収益及び費用について、当該調整表の中で区分して識別することが要求されている。なお、これらの会計基準では「未実現」の用語が使用されていない。

7 金融商品のみ要求される。

8 IAS 第 36 号では、のれん又は耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位に関してのみ開示が要求されている。